

# 輸 出 検 査

1. 問い合わせの際には、会社名・住所・e-mailをお知らせ下さい。
2. 検査は予約制で当支所が検査日時を通知し、支所が指定する検査場にて行ないます。  
(土曜・日曜・祝日は休日です、それを除き営業日2～3日後を目安に検査します)
3. 申込み当日の検査は行ないませんのでご了承願います。
4. 輸出中古自動車検査申込書の記載事項に記入もれの無いよう注意して下さい。
5. 「輸出中古自動車検査手続きのご案内」も確認して下さい。
6. 申請の際は、英文の会社名もお知らせ下さい。

輸出検査を必要としている国（輸出先により必要な証明、費用が若干異なります）

## モーリシャス向け（冠水車は輸出不可）

英文検査済証明書とは別に車両状態シートが必要です。

（費用） 小型車(3000cc 以下)の例

検査料 9,450 円、管理費 3,150 円が必要です。

## タンザニア向け

英文検査済証明書と価格証明が必要です。

（費用） 小型車(3000cc 以下)の例

検査料 9,450 円、価格証明料 3,150 円、管理費 2,250 円が必要です。

(H20.2.1 より管理費 1,000 円→2,250 円)

## スリランカ向け

英文検査済証明書と車両状態シートが必要です。

（費用） 小型車(3000cc 以下)の例

検査料 9,450 円、車両状態 3,150 円が必要です。

## バングラデッシュ向け

英文査定証が必要です。

（費用） 小型車(3000cc 以下)の例

査定料 6,825 円が必要です。

検査をご希望の場合は検査料 9,450 円が必要です。

## ケニア向け

平成 20 年 2 月 1 日より検査を JEVIC が行うことになりました。

詳細は JEVIC に直接お問い合わせください。 JEVIC : 045-521-8527

上記は平成 20 年 2 月におけるもので、無断で変更することがあります。 島根県支所

④管理費としているものは、輸出先に支払うものです。